

一般財団法人生駒メディカルセンター  
居宅介護支援事業所  
重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスの窓口

事業所名称	一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護支援事業所
代表者氏名	理事長 高田 慶応
介護保険指定 事業者番号	2970900813
事業所所在地	奈良県生駒市小瀬町324番地2
電話番号	0743-76-3400
通常サービス を提供する地区	生駒市全域

2 サービス提供日および時間

営業日	月曜から金曜まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
休日	土・日・祝祭日および年末年始（12/29～1/3）

3 事業所の職員体制

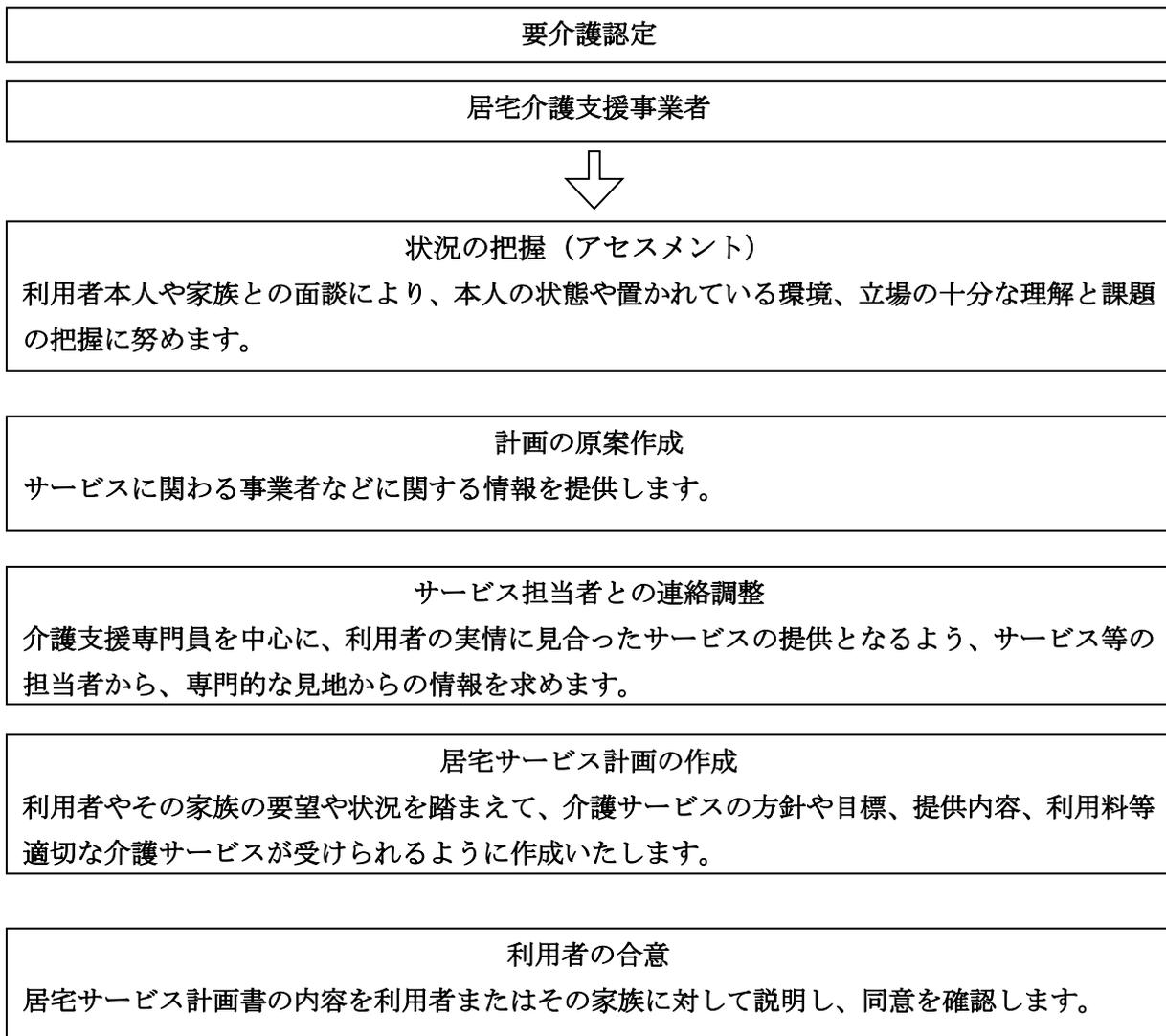
管理者	森 紀子
介護支援専門員	常勤 1名

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護支援事業所が行う、指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
-------	---

運 営 の 方 針	<p>一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護支援事業所は、事業の提供にあたり、次の事項に努めるものとします。</p> <p>① 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。</p> <p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。</p> <p>④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。</p>
-----------	---

## 5 居宅介護支援の内容



サービス実施状況の把握

居宅サービス計画書の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。

## 6 利用料金

介護保険適用となる場合には、全額介護保険により負担されます。

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,316 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,702 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,668 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,335 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,396 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,397 円

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	2,605 円	入院の日当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	2,084 円	入院の日から 3 日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,689円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。  （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,252円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,252円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,815円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378円	
通院時情報連携加算	521円	1月につき
特定事業所加算（Ⅰ）	5,407円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,386円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,365円	
特定事業所加算（A）	1,187円	
特定事業所医療介護連携加算	1,302円	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

## 7 サービスの終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合  
文書による通知でいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。
- (3) 次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - 利用者が介護保険施設に入所した場合。
  - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当

- (自立)、要支援と認定された場合。
  - 利用者が死亡した場合。
- (4) その他 (ハラスメント等)

利用者及びその家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行われた場合は、その旨を通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 8 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者等の人権に擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。
- 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
  - 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 10 秘密保持義務

- 事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 事業所及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又は家族の秘密を守ることを義務とします。
- 事業所は利用者及びその家族の個人情報について、関係者及び関係機関との連絡調整において、必要な場合に限り必要最小限の範囲において使用します。

## 11 サービス内容に関する苦情等

- (1) 当事業所の相談、苦情担当
- 当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。

一般財団法人生駒メディカルセンター 居宅介護支援事業所  
電 話 0743-76-3400  
F A X 0743-76-7700

- (2) その他
- 市町村の窓口所在 生駒市東新町8-38

電話番号 0743-74-1111  
担当部署 生駒市役所 介護保険課  
奈良県国民健康保険団体連合会  
電話番号 0120-21-6899  
担当部署 介護保険課 指導相談係  
奈良県福祉部長寿社会課  
電話番号 0742-27-8532  
担当部署 長寿社会課 介護事業係

## 12 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、「一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護支援事業所重要事項説明書」に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

一般財団法人生駒メディカルセンター 居宅介護支援事業所

説明者 氏名

印

私は、「一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護支援事業所重要事項説明書」に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

上記代理人 住所

氏名

印